

## 別表十七（三の十） 附表の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第8項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第8項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「保険所得の金額31」は、平成31年改正前の措置法第66条の6第8項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第8項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、記載を要しません。
- 3 「総資産の帳簿価額38」は、措置法令第39条の17の3第30項又は第39条の117の2第30項に規定する総資産の帳簿価額を記載します。
- 4 「減価償却費の累計額40」は、措置法令第39条の17の3第31項又は第39条の117の2第31項に規定する償却費の累計額を記載します。
- 5 内国法人が措置法第66条の9の2第8項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の2第8項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。